

社会インフォマティクス学環教授会規程
和歌山大学社会インフォマティクス学環教授会規程

制 定 令和 5年 3月 29日
法人和歌山大学規程 第2598号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条の規定に基づき、和歌山大学社会インフォマティクス学環（以下「学環」という。）に置かれる教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、本学環の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 前項の構成員のほか、本学環の教育研究に関わる教員のうち、教授会が必要と認めた者を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、和歌山大学学部等運営規程第4条の事項を審議する。

(招集)

第4条 教授会は、学環長が招集する。

2 教授会の構成員の4分の1以上の者が議題とその理由を示して教授会の開催を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 教授会の招集は、少なくとも5日前までに、その会議の事項を示した各員あての通知をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事由によって、臨時に招集の必要がある場合は、会議の前日までに到達する適宜の方法をもって招集するものとする。

(議長)

第5条 学環長は、教授会の議長となる。

2 学環長に事故があるときは、学環長があらかじめ指名する学環の専任教員が議長となる。

(会議)

第6条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 前項の構成員の数には、休職中の者及び1月以上療養中の者は、算入しない。

(議決)

第7条 教授会においては、第4条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

2 教授会の議事は、議長を除く出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(審議事項の付託)

第9条 教授会は、第3条に定める審議事項のうちの一部の事項の審議を、社会インフォマティクス学環企画・運営委員会（以下「学環企画・運営委員会」という。）に付託することができる。

社会インフォマティクス学環教授会規程

- 2 教授会は、前項の付託に基づく学環企画・運営委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 3 教授会が学環企画・運営委員会に付託する事項については、教授会が定める。
- 4 学環企画・運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に必要な事項は、教授会の議を経て学環長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。